

令和3年第10回

美里町農業委員会総会議事録

第10回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和3年9月24日(金) 午前9時30分から午前10時55分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

3 出席委員(15名)

1番	佐々木 幸一郎	2番	福田 なほ子	3番	鈴木 幸博
4番	渡邊 雅光	5番	柴山 真二	6番	後藤 幸太郎
7番	小野 保裕	8番	我妻 卓美	10番	遊佐 恭一
11番	澁谷 正行	12番	久道 雄悦	13番	尾形 司
14番	古内 世紀	15番	邊見 勝寿	16番	伊藤 恵子

欠席委員(1名)

9番 片倉 澄子

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 利用権設定の合意解約による通知について
3. 農地法施行規則第29条第1号届出について
4. 農用地の形状変更届出について
5. 非農地証明願について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

1. 令和3年 9月事業報告について
2. 令和3年10月事業予定について
3. 令和3年度 人・農地プランのアンケートに係る今後の対応について
4. その他

7 農業委員会事務局職員(2名)

事務局次長 高橋 博喜
総務係長 澤村 拓也

8 会議の概要

事務局次長	定刻になりましたので、総会を始めたいと思います。開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局次長	ありがとうございました。 今総会も、コロナ禍によります、まん延防止等重点措置発令中のため、美里町新型コロナウイルス感染症対策本部の方針により、会議の時間は長時間とならないようにいたしますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、伊藤会長、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、これより令和3年第10回美里町農業委員会総会を開会いたします。9番片倉澄子委員より欠席届が提出されております。 本日の出席委員は15名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定によりまして、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。11番澁谷正行委員、12番久道雄悦委員のお二人にお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番、農家相談日について、9月3日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告願います。
我妻卓美委員	それでは報告します。9月3日、農家相談を行いまして、邊見会長職務代理と、小野保裕委員、私我妻の3名で対応いたしました。相談件数は2件です。 まず1件目が、●●●●の●●●●さんという方で、別家の亡●●●●さん名義の農地をその方の娘に名義を変えたいという相談でした。亡くなってから20年近く経過していたしましたので、早めに相続してするよう助言しました。 2件目は、●●の●●●●さんという方で、去年まで畑●●●平方メートルほど貸していたのですが、今年になってから返されて、結局トラクターとか何もないので管理が大変で、何とかしていただけないでしょうか、という相談でした。現在、●●さんは田を利用権設定していますので、その方か、あるいは近くの方に農作業をお願いしてみてもどうか、と回答しました。 以上です。
議長	ご苦労さまでした。 続きまして、報告事項2番、利用権設定の合意解約による通知について、事務局より報告願います。
事務局	(報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ただいま、事務局より報告事項2番、利用権設定の合意解約による通知についての報告がありました。不明点があれば再度説明いたします。ございませんか。

渡邊雅光委員 4番渡邊雅光です。番号86番についてですが、私は貸人、借人どちらの方もよく知っているんですが、秋作業の収穫前である9月8日に土地の引渡しというのは、どのような理由があつてのことでしょうか。稲もまだ刈取りされていない時期だと思うのですが、その辺の理由をお聞きしたいと思います。

議長 事務局、回答願います。

事務局 4番渡邊雅光委員の質問にお答えします。この解約の理由は借人の都合ということで、土地の引き渡し時期は9月8日となっておりますが、秋作業は●●さんのほうできちんと作業をし、賃借料も支払います。ご質問の秋作業の収穫前の9月8日土地の引渡しの理由ですが、●●さんの次に借りる方がいつでも借り受けしやすいようにという、●●さんの配慮からきたものです。貸人のほうで今後、地区の方、またはどなたか引き受けてくれる方に、貸付けをする際、支障にならないようにということで、早めの解約といたしました。要するに、いつでも相手の方とすぐ契約できるようにというご配慮でございます。収穫終了前の時期の解約となりましたが、今季の作業については●●さんが責任を持って行っていただける、ということでもございましたので、受け付けいたしました。

議長 4番渡邊雅光委員、よろしいですか。

渡邊雅光委員 はい、了解しました。

議長 そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようですので、続きまして報告事項3番、農地法施行規則第29条第1号届出について、事務局より説明願います。
また、9月14日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いします。
初めに、事務局より説明願います。

事務局 (報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございました。
引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

後藤幸太郎委員 農地調査委員会は今月から、柴山真二委員と委員長であります私、後藤の2名で担当し、伊藤会長、邊見会長職務代理人、事務局から菊地局長、高橋次長の6名で9月14日に現地調査を行いました。

農地法施行規則第29条第1号届出についての番号4については、現地は●●地区の●●●●に位置しており、農地の一部に農機具倉庫を設置するものです。2アール未満の農地を自らの農作物育成のための農業用施設にする転用であり、許可を要しない転用に該当しますので、その届出は適正と見てまいりました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、続きまして報告4番、農用地の形状変更届出についてを事務局より説明願います。

また、9月14日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より報告願います。

事務局

(報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

後藤幸太郎委員

報告いたします。農用地の形状変更届出についての番号3番について、現地は●●●●地区の●●●●に位置しており、採草地に係る盛土のための形状変更です。採草地に適した土質による盛土であり、工期も短期間であることから、特に問題はないものと確認してきました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項5番、非農地証明願について、事務局より説明願います。

また、9月14日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(報告事項5について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

議長 質疑なしと認め、採決いたします。
賛成の方は挙手をお願いいたします。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長 続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (議案第2号について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、番号171番から178番の8議案のうち、番号171番から175番の5議案について、審議いたします。
質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決いたします。
第2号議案、農用地利用集積計画書審議についての番号171番から175番の5議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。
続きまして、第2号議案、番号176番から178番の3議案について審議いたしますが、農業委員会に関する法律第31条により、8番我妻卓美委員の退席を求めます。

議長 休憩します。(10:08)

議長 再開します。(10:09)

議長 休憩前に引き続き、番号176番から178番の3議案について、審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。番号176番から178番の3議案について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩します。(10:09)

議長 再開いたします。（１０：０９）

議長 第２号議案、農用地利用集積計画書審議については８議案全て賛成ですので、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きますして、第３号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。
また、９月１４日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をいたします。
初めに、事務局より説明願います。

事務局 （議案第３号について、議案書に記載のとおり説明を行った）

議長 ありがとうございます。引き続き農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

後藤幸太郎委員 報告します。第３号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についての意見。
番号２７については、現地は●●●地区の●●●に位置しており、転用目的は個人板金業の資材置場及び駐車場の設置です。後ろ手に５００メートル以内に●●●●●、●●●●●の２つの●●施設があることから、農地区分は第３種農地となります。特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。
番号２８については、現地は●●地区の●●●●●に位置しており、営農型太陽光発電設備の設置が転用目的となります。周辺には、１０ヘクタール以上の農地が広がっており、申請地はその一角にありますので、農地区分は第１種農地となります。営農型太陽光発電設備は一時転用に該当しますが、一時転用は農用区域内や第１種農地でも転用が認められておることから、許可相当と見てまいりました。
なお、皆さんの審議をよろしくをお願いいたします。
以上で終わります。

議長 ご苦労さまでした。事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。
質疑ありませんか。

邊見勝寿委員 １５番邊見勝寿です。ただいま、番号２８番の図面を見させていただいているんですけども、これの高さというのは大体どのくらいになるのでしょうか。

事務局 お答えします。今回のパネルの高さですが、高いところで３メートル３７センチ、低いところで２メートルちょうどとなります。

議長 １５番邊見勝寿委員、よろしいですか。

邊見勝寿委員 はい、ありがとうございました。

議長 そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第10回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和3年 月 日

会 長

署名委員
議席11番

署名委員
議席12番